

香川県条例第5号

香川県都市公園条例の一部を改正する条例

香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(使用料) 第11条 略				(使用料) 第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設を利用する者は、別表第2に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、知事において特別の事由があると認めるときは、減免することができる。			
(利用料金の承認) 第14条の4 略				(利用料金の承認) 第14条の4 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表第3に定める額を超えてはならない。			
別表第2（第11条関係） 1～4 略 5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合 (1) 略 (2) 有料公園施設を利用する場合				別表第2（第11条関係） 1～4 略 5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合 (1) 略 (2) 有料公園施設を利用する場合			
都 市 公 園	有料公園施設の種 類及び名称	単 位	金 額	都 市 公 園	有料公園施設の種 類及び名称	単 位	金 額
略				略			
瀬 戸 大	略 運動施 球技場 設	基本施設使用料		瀬 戸 大	略 運動施 球技場 設	基本施設使用料	
		第1グラウン				第1グラウン	

橋記念公園

ド、第2グラウンド又は第4グラウンドを使用する場合
略

第3グラウンドを使用する場合
略

略

橋記念公園

ド又は第2グラウンドを使用する場合

アマチュアスポーツの場合
学校等

午前	1,670円
午後	1,670円
1日	2,500円
午前	4,180円
午後	4,180円
1日	6,280円
午前	8,370円
午後	8,370円
1日	12,560円

学校等以外のもの

アマチュアスポーツ以外の場合

第3グラウンド又は第4グラウンドを使用する場合

アマチュアスポーツの場合
学校等

午前	990円
午後	990円
1日	1,500円
午前	2,500円
午後	2,500円
1日	3,760円
午前	5,020円
午後	5,020円
1日	7,530円

学校等以外のもの

アマチュアスポーツ以外の場合

略

略

別表第3 (第14条の4関係)

1～3 略

4 瀬戸大橋記念公園

有料公園施設の種類及び名称	単 位	金 額
略		
運動施設	基本施設	
球技場	第1グラウンド、第2グラウンド又は第4グラウンド	
	略	
	第3グラウンド	
	略	
略		

略

別表第3 (第14条の4関係)

1～3 略

4 瀬戸大橋記念公園

有料公園施設の種類及び名称	単 位	金 額
略		
運動施設	基本施設	
球技場	第1グラウンド又は第2グラウンド	
	アマチュアスポーツの場合 学校等	1時間当たり 490円
	学校等以外のもの	1時間当たり 1,250円
	アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり 2,500円
	第3グラウンド又は第4グラウンド	
	アマチュアスポーツの場合 学校等	1時間当たり 300円
	学校等以外のもの	1時間当たり 750円
	アマチュアスポーツ以外の場合	1時間当たり 1,500円
略		

5 略

5 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。